

## 名義変更の手続きに必要な書類について

### ● 手続きに必要な書類

(原本は收受日から6ヶ月以内のものが有効となります。)

- ① 使用承継承認申請書 (押印は不要です。)
- ② 使用承継承認申請に関する誓約書 (実印での押印が必要です。)
- ③ 印鑑登録証明書 (原本)
- ④ 承継者の世帯全員が記載されている住民票 (原本) (本籍・筆頭者・続柄記載があり、マイナンバーの記載のないもの)  
**(承継者が船橋市民の場合、申請書欄外の住民基本台帳の閲覧承諾欄に署名・記名いただければ住民票は必要ありません。署名・記名がない場合、住民票の提出が必要です。)**
- ⑤ 戸籍謄本 (原本)
  - 配偶者が承継する場合に必要な戸籍  
夫婦関係 (婚姻) と死亡者の死亡の記載がある戸籍。
  - 配偶者以外の者が承継する場合に必要な戸籍
    - 1. 前使用者の死亡の記載がある戸籍
    - 2. 前使用者と承継者とのつながりが確認できる戸籍 ※裏面参照  
(つながりが確認できない場合は受理できません。)
- ⑥ 使用許可証 (原本)  
使用許可証を紛失された場合には、使用許可証再交付申請書
- ⑦ 手数料 300円 (使用許可証があり名義変更のみ)  
使用許可証を紛失された場合には、+300円 (再交付申請分)
- ⑧ 戸籍謄本等の原本を還付希望の場合、1枚につき10円のコピー代金  
(原本確認が必要なため、あらかじめコピーしたものは收受できません。)
- ⑨ 本人確認書類 (原本)、使用者以外が申請する場合は、使用者ご本人が記載した委任状と受任者の本人確認書類 (原本) (郵送申請の場合、コピーで結構です。)  
顔写真のついていない本人確認書類については、2種類提示してください。  
(例: 健康保険証、介護保険被保険者証、国民年金手帳等の官公署が発行した書類)  
その他の書類については、下記までお問い合わせ下さい。
- ⑩ 船橋市口座振替依頼書 (名義変更時に市にご提出または金融機関にご提出ください。  
対象の金融機関の口座をお持ちでない場合は不要です。)

- 提出書類が不足する場合は、申請書一式を受理することはできません。不足書類が揃った時点で全ての書類を受理いたします。
- 申請受付窓口は市役所本庁舎4階 環境保全課霊園葬祭係窓口のみです。船橋駅前総合窓口センター (フェイスビル5階)・各出張所・各連絡所では受付できません。

### 手続きを郵送で行う場合

手続きを郵送で行う場合は、㉞上記①～⑨の必要書類、㉟120円分の切手、㊱手数料分の定額小為替 (郵便局にて購入して下さい。)を同封し郵送願います (定額小為替は発効日から6ヶ月以内で無記名のもの)。戸籍謄本等の原本を還付希望の場合、㊱手数料と㉟コピー代金を現金書留にてご郵送ください。

送付先及び問い合わせ

〒273-8501

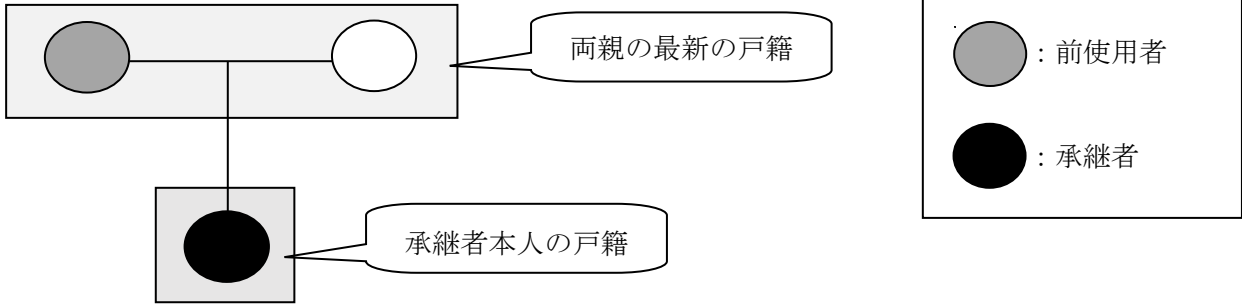
船橋市湊町2丁目10番25号

船橋市役所 環境保全課 霊園葬祭係

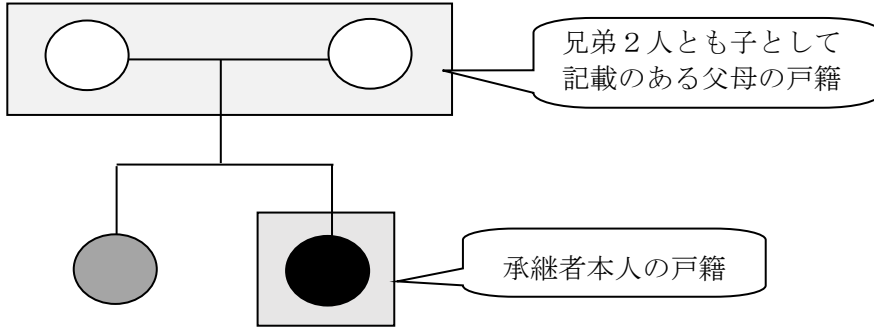
TEL 047-436-2402

# 提出する戸籍謄本

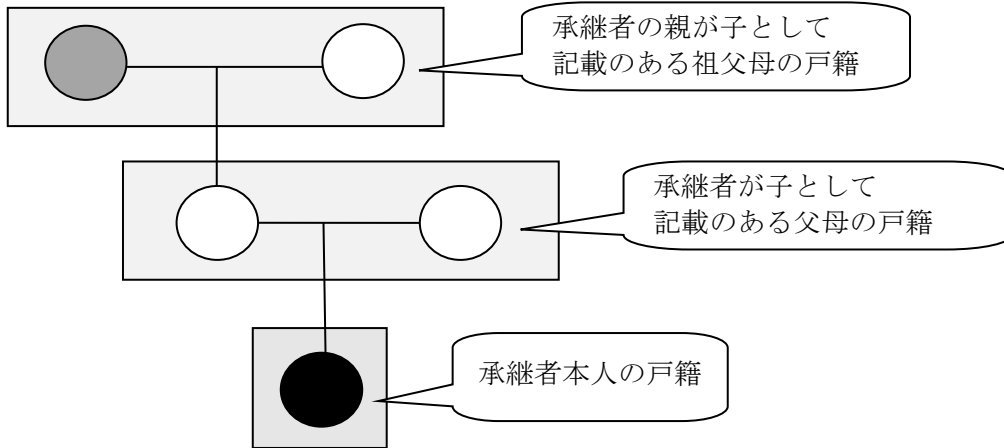
## ・子に承継する場合



## ・兄弟に承継する場合



## ・孫に承継する場合



## ・甥姪に承継する場合

